

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 8 月 10 日現在

機関番号：12601

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2013～2016

課題番号：25780061

研究課題名(和文) 契約法における整合性原理に関する総合的研究

研究課題名(英文) A Study on the Principle of Coherence in Contract Law

研究代表者

石川 博康 (ISHIKAWA, Hiroyasu)

東京大学・社会科学研究所・教授

研究者番号：90323625

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,800,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、契約法における整合性原理に関し、その内容として、契約当事者の行動が一貫性を欠いていないこと、契約規範における各部分が相互に矛盾した内容を含んだものとなっていないことという、2種類の下位原理によって特徴付けた上で、その意義および機能について検討を実施した。特に、契約規範がその契約内部で相互に整合性を保っていることに対する要請は、典型契約冒頭規定を中核とした典型契約規定の構造を支えるとともに、近時の債権法改正にかかる消費貸借・使用貸借・寄託における要物性の要請の見直しに際しても、それに代替する規律(目的物の受取前解除権など)のあり方を方向付けるべきものであることが明らかとなった。

研究成果の概要(英文)：The principle of coherence in contract law is characterized by the two sub-principles: the one is a behavioral requisition that contracting parties should act consistently, and the other is a normative requisition that each part of the contents of a contract should be coherent normatively. Especially with regard to the normative requisition of coherence, this study clarifies how essential elements of types of contracts, which are defined by the initial provisions of each type of contracts in the Civil Code, and non-essential elements are related in the light of the principle of coherence. Also in relation to the redefinition of real contracts (loans for consumption, loans for use, and deposits) as consensual contracts in consequence of the reform of the Law of Obligations, this study articulates that the substitutive rules, such as the right of cancellation prior to delivery of goods, should be introduced and characterized in accordance with the principle of normative coherence.

研究分野：社会科学

キーワード：民法 契約法 債権法

1. 研究開始当初の背景

本研究に先立って本研究代表者が実施した科研費助成事業(若手研究(B))「現代契約法におけるプレ・モダンの法の再生とその法史的再定位」(課題番号:21730074)において、整合性の原理に関する以下の視点がその研究成果として示された。すなわち、契約規範がその契約内部で相互に整合性を保っていることを要請する「整合性の原理」は、プレ・モダンの契約法理論から導かれるべき指導原理の一つであり、また(免責条項規制法理などにおける)その現代的再生を支える鍵となっている、という視点である。本研究は、以上の研究成果を踏まえ、比較法および法史学の方法に依拠しつつ、それをさらに発展・深化させることを目的とするものであった。

より具体的に述べると、契約法における整合性原理に関しては、その内容として、契約当事者の行動が一貫性を欠いていないこと、契約規範における各部分が相互に矛盾した内容を含んだものとなっていないことという、2種類の下位原理によって特徴付けることができる。それらの下位原理に関するより具体的な内容としては、まず に関しては、矛盾行為の禁止(venire contra factum proprium)の法理や禁反言の法理などのように、先行行為と矛盾した契約当事者の行動に対して否定的評価を向けるものがこれに含まれる。他方、 に関しては、契約における給付相互間や契約当事者の権限配分における過度の不均衡を是正するための法理(フランスにおける proportionnalité [均整性]の法理など)や、免責条項規制や約款規制等に関し、契約における核心的部分と抵触するような付随的条項の効力を否定する法理(フランスにおける本質的債務論や、ドイツ民法307条2項2号における基本的義務の空洞化禁止など)がこれに該当する。このように、契約法の領域において、当事者の行動や契約規範の整合性・一貫性を要請する法理としては多様なものが存在しており、また、契約当事者間における情報力・交渉力に構造的な不均衡が見られる場合には以上の整合性の要請からの乖離がより生じやすい状況となるため、整合性原理が関係する以上の諸法理に関する分節的把握と理論的体系化が、現代の契約法における重要な課題となっている。本研究は、以上のような状況を背景として、整合性原理に関する総合的な研究を試みたものである。

2. 研究の目的

本研究は、契約当事者の行動の一貫性や契約規範内部における無矛盾性といった具体的内容において理解される「整合性原理」につき、ドイツ・フランス・イタリアなどにおいて展開されている関連諸法理に関する比較法的検討や、古典期ローマ法および中世ローマ法学における諸法理の展開に関する法

史的検討を踏まえた、総合的な分析を行うことを目的とするものであった。

契約法における整合性原理を主題とする研究は、特に近時のフランスでは、ウシェフの研究(Dimitri Houtcieff, *Le principe de cohérence en matière contractuelle*, thèse Paris XI, 2001)を初めとして、契約の均衡・均整性や契約のエコノミー(内的構造)に関する諸研究にも見られるように、契約法研究における主要なテーマの一つとして様々なアプローチが試みられている。本研究も、そのような近時のフランスの契約法研究を基礎とし、またそれに関する比較法的分析の実施とそこからの示唆の獲得をも研究プロジェクトの一環として予定するものであるが、以上に述べたような歴史的な視点を基礎とした研究としては、矛盾行為の禁止や悪意の抗弁などの個別的テーマに関する研究はいくつか存在するものの、それらの問題を包括的に取り扱った総合的研究はほとんど見られず、この点において、本研究の新規性が明確に認識される。また、申請者のこれまでの研究との関係については、拙著『「契約の本性」の法理論』(有斐閣・2010年)が契約規範内部における階層的な整合性の要請に関する研究として特徴付けられるものであったことに加え、拙著『再交渉義務の理論』(有斐閣・2011年)でも、事情変更による司法的契約改訂の正当化根拠を整合性原理(重大な事情変更に際しても契約改訂を導く法および契約上の規範が存在しないことに起因する規範構造上の不整合性を除去すること)に見出すという立場を提示しており、本研究では、整合性原理との連関において理解されるそれらの個別的テーマにおける自身の従来の研究成果を踏まえつつ、整合性原理に関するより包括的・総合的な研究を試みた。

3. 研究の方法

契約法における整合性原理をめぐる諸問題に関する総合的な検討に取り組むに当たり、本研究では、整合性原理がどのような法史上の文脈において形成されてきたのかという点に着目しながら、歴史的な分析を中心としてこの問題への接近を試みた。

歴史的な分析手法に主として依拠した理由としては、特に、以下の点を指摘しておくべきであろう。すなわち、契約法における整合性原理のうち、契約における本質的部分と非本質的部分との階層構造を前提として契約規範内部における矛盾を(非本質的部分の効力を否定することによって)解消するという法理は、契約内容を本質的要素・本性的要素・偶有的要素の3種類に区分する三分法の理論(これは、中世ローマ法学にその起源を有している)をその主たる表現型とする「契約の本性(natura contractus)」論に歴史的・理論的基盤を有しており、またその「契約の本性」論はローマの bona fides (信義誠実)

の原理の諸機能やその歴史的諸前提によって基礎づけられるべきものである(以上の点については、前述の拙著『「契約の本性」の法理論』によって、その論証を試みている)。本研究では、そこからさらに進んで、整合性原理を支えるもう一方の下位原理、すなわち、先行行為と矛盾した行動を禁止する諸法理に関して、歴史分析を踏まえた分析を行うことが有効な方法となるものと考え、その検討を実施した。

矛盾行為の禁止の法理は、その法原理としての定式はローマの時代の法の中には直接には見出されず、13世紀ポローニャの註釈学派のアゾーの書物の中で初めてその明確な定式化が行われたものである。しかし、個別の法的问题の処理に際して、先行行為と矛盾するという観点を基礎としているものは散見され、特に、悪意の抗弁(exceptio doli)による保護は、その後の歴史的展開過程の中で、矛盾行為などの不誠実あるいは不相当な権利行使の禁止の法理へと展開していくことになる。この点、悪意の抗弁は、誠意訴訟におけるように審判人の広範な裁量が構造上当然には承認されていない厳正法において、信義誠実に従った裁量的判断を可及的に承認するためにローマ法の展開過程において生み出された法原理であり、前述の bona fides の原理とは元来異なる規範的性質と沿革を有するものである。しかし、機能上の類似性から、bona fides の原理と悪意の抗弁の保護とはその後の歴史的展開の中でしばしば結び付けられることになる。例えばドイツにおいては、主観的害意に基づく権利行使(シカーネ)の禁止に関するドイツ民法 226 条および 826 条の規定を超えたより一般的・客観的な権利濫用禁止の法理を確立するために、判例上、普通法における一般悪意の抗弁(exceptio doli generalis)の保護の趣旨が、信義則に関する 242 条を通じて実現されてきた。しかし、bona fides の原理と悪意の抗弁とは、機能的には類似していても、それらが前提とする社会や法の構造はそれぞれに異なったものであるということを見逃すべきではなく、まさにその点を鋭敏に識別してそういった観点からの分節化を施すことによって、それらの分節構造の上に形成されている整合性原理に関する分析は学問的により精緻なものとなり得よう。以上の視点などを踏まえつつ、法史学的方法を中心として整合性原理に関する諸問題に取り組むことが、本研究の主要な課題であった。

4. 研究成果

(1) 本研究の成果としては、まず、フランスにおける本質的債務論や整合性原理に関する近時の研究についての比較法的分析の結果を挙げるができる。すなわち、免責条項規制に関するフランスの破毀院の判例法理である本質的債務論に関しては、本質的債務の違反について免責する条項をコース

に対する侵害として書かれざるものと見なすとした 1997 年のクロノポスト判決の登場以降、様々な紆余曲折を経て、破毀院商事部 2010 年 6 月 29 日判決(フォルシア 2 判決)によって、本質的債務に対する違反があってもその債務の射程と矛盾するものでなければ責任制限条項は排除されないと判断されるに至っていた。以上のような本質的債務論との関係における判例によるコースの概念の利用(およびそこでのコース概念の主観化・具体化)に関しては、実質的・現実的な対価性および契約上の均衡性の要請に基づくものとして特徴付けられ得るものの、そこからは、本質的債務論それ自体はそのような特徴付けに相応しない固有の理論構造を元来内包していたのではないかという問題意識がほとんど窺われない。それらの観点を踏まえ、本質的債務論と整合性の原理の理論的關係について、本質的債務論に関する判例の展開等を踏まえて検討した成果として、「フランスにおける本質的債務論の展開と整合性の原理」能見善久ほか編『野村豊弘先生古稀記念論文集・民法の未来』63-92 頁(商事法務・2014 年)が執筆・公刊された。

以上の点と関連する歴史研究における成果としては、2016 年 8 月からオックスフォード大学にて長期在外研究を実施する中で、本質的要素・本性的要素・偶有的要素の三分法の理論に関する自身の研究成果について、ローマ法・契約法史のセミナー(All Souls College にて開催)の中で報告を行う機会を得て、多くの有益な指摘や助言を得ることができたことも、本研究課題に関する重要な成果として挙げられる。

(2) また、2015 年 2 月に民法(債権関係)の改正に関する要綱が法務省法制審議会によって取りまとめられたことを受け、新たな債権法において整合性の原理と関連する諸法理についてどのように取り扱われることになったのかという問題が、本研究課題との関係でも新たに検討対象として追加しなければならない重要な理論的課題となった。特に、消費貸借・使用貸借・寄託に関する要物性の要請の見直しは、契約規範の内的整合性に関する要請の前提となるべき契約規範の階層構造のあり方にも大きく影響を及ぼし得るものと考えられ、この点についての検討は喫緊の課題となった。以上の問題点に関する検討を含め、典型契約冒頭規定の意義とその具体的内容をめぐる諸問題につき、「555 条・601 条・643 条・667 条・消契法 10 条(典型契約冒頭規定の存在意義)」と題する論文が執筆・公刊された。

さらに、債権法改正をめぐる法制審議会での審議過程において、事情変更法理の明文化をめぐる議論が混迷を深める中、事情変更法理の体系的な位置づけとその要件論のあり方等について検討した「契約外在的リスクと事情変更の原則」と「継続的契約関係と法：事情変更法理の活用領域とその機能」という 2

本の論文を執筆・公刊するとともに、日本私法学会第 77 回大会のシンポジウムでの報告を行った。そこでは、事情変更法理の適用領域として、契約においてはその事情変更に関するリスクの分配がなされておらず、かつ当該リスクがその種の契約において考慮し統御することがおよそ不可能な異常なリスク（契約外在的なリスク）であることを前提とし、かつ、履行不能（および社会通念上の不能や事実上の不能）などによる法的救済も及ばされ得ない場合において、初めてその適用が考慮され得ることが主張された。

(3) 典型契約制度の意義とその機能に関する比較法的検討としては、イタリアにおけるカウザ論に関する検討が重要であると考えられたため、本研究期間の後半においては以上の点についての検討を、追加的かつ重点的に実施した。

イタリアでは、契約の効力要件としてカウザが要求されているものの、その意味内容については、様々な学説上の議論があり、またその点に関する判例の立場にも変遷が見られた。すなわち、学説および判例における抽象的カウザ論から具体的カウザ論への推移である。ここで注目されるのは、イタリアにおける具体的カウザ論は、（イタリア旧民法に関する解釈として支配的であった）かつての主観説への回帰ではなく、抽象的カウザ論をも含む「客観説」の内部での派生的な理論ヴァージョンとして学説上理解されている、という点である。ここでは、カウザの概念の主観化とは異なる「客観的カウザの具体化」の流れがあり、そのような意味におけるカウザの概念を中核として契約の内的な構造と整合性が支えられるということは、契約法における整合性原理の機能に関する一つの理論的可能性を示すものとして、極めて興味深いものであった。

以上の点については、フランスにおいて 2016 年の契約法改正によってコースの概念が廃棄されたことなどをも踏まえつつ、さらに研究を深めていく必要がある。その点を踏まえ、2017 年度から科研費助成事業（基盤研究(C)）「現代契約法における原因主義の後退およびそれに代替する諸制度に関する総合的研究」（課題番号：17K03449）として、以上に関する研究を継続し、その成果の実現・公表を目指す予定である。

(4) 以上のように、本研究期間の後半においてイタリア法に関する検討を重点的に実施したことと関連し、矛盾行為の禁止の法理に関する歴史的検討については、関連する史料の分析を中心とした検討を試みたものの、論文を完成・公表する段階までには至っていない。フランスや日本において、相次いで債権法改正が実現し、その債権法改正の結果を踏まえて整合性原理と関連する諸問題について検討をする必要が新たに生じたことに起因するものである。もっとも、直近の立法動向に対応した研究計画の変更は、本研究の

実践的な有用性を高めるためにも必要なことであった。矛盾行為の禁止の法理に関する歴史的検討については、本研究期間における検討作業を踏まえて、今後もさらに研究を進めていく予定である。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計 5 件)

石川博康, 「契約外在的なリスクと事情変更の原則」論究ジュリスト (2013 年夏号) 6 号 13-22 頁, 2013 年, 査読なし。

石川博康, 「民法・商法における慣習」潮見佳男=片木晴彦編『民・商法の溝をよむ』日本評論社, 9-16 頁, 2013 年, 査読なし。

石川博康, 「『契約の趣旨』と『本旨』」法律時報 66 巻 1 号 22-29 頁, 2014 年, 査読なし。

石川博康, 「555 条・601 条・643 条・667 条・消契法 10 条 (典型契約冒頭規定の存在意義)」法学教室 406 号, 33-37 頁, 2014 年, 査読なし。

石川博康, 「特商法の指定権利制をめぐる理論的諸問題」現代消費者法 27 号, 20-27 頁, 2015 年, 査読なし。

〔学会発表〕(計 1 件)

石川博康, 「契約外在的なリスクと事情変更の原則」日本私法学会第 77 回大会・シンポジウム報告 (於京都産業大学, 2013 年 10 月 13 日)

〔図書〕(計 3 件)

Hiroyasu ISHIKAWA, “Codification, Decodification, and Recodification of the Japanese Civil Code” Julio Cesar Rivera (ed.), *The Scope and Structure of Civil Codes (Ius Gentium: Comparative Perspectives on Law and Justice, Volume 32)*, Springer, December 2013, pp. 267-285.

石川博康, 「フランスにおける本質的債務論の展開と整合性の原理」能見善久ほか編『野村豊弘先生古稀記念論文集・民法の未来』商事法務, 63-92 頁, 2014 年 4 月。

石川博康, 「継続的契約関係と法：事情変更法理の活用領域とその機能」田中亘=中林真幸編『企業統治の法と経済』有斐閣, 75-98 頁, 2015 年 3 月。

6. 研究組織

(1) 研究代表者

石川 博康 (ISHIKAWA, Hiroyasu)
東京大学・社会科学研究所・教授
研究者番号：90323625

(2) 研究分担者

該当者なし

(3) 連携研究者

該当者なし

(4)研究協力者
該当者なし